



# 埼玉県報

第2169号

平成22年3月26日

金曜日

## 目次

### 規則

- [埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則\(住宅課\)](#)
- [埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則\(住宅課\)](#)
- [埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則\(交通規制課\)](#)

### 告示

- [加須市、北埼玉郡騎西町、同郡北川辺町及び同郡大利根町を廃し、その区域をもって加須市を設置したことに伴う人口の告示\(地域政策課\)](#)
- [久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町を廃し、その区域をもって久喜市を設置したことに伴う人口の告示\(地域政策課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負等の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示\(入札審査課\)](#)
- [大規模小売店舗の廃止に関する公示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る公示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業支援課\)](#)
- [見沼代用水土地改良区役員の退任届\(さいたま農林振興センター\)](#)
- [保安林の指定の解除\(森づくり課\)](#)

- [○ 保安林の指定の解除\(森づくり課\)](#)
- [○ 川口都市計画高度利用地区の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [○ 川口都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [○ 川口都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [○ 桶川市坂田西特定土地区画整理組合の定款の変更認可\(市街地整備課\)](#)
- [○ 桶川市坂田東特定土地区画整理組合の定款の変更認可\(市街地整備課\)](#)
- [○ 秩父都市計画下水道事業の事業計画の変更認可\(下水道課\)](#)
- [○ 計量器の定期検査\(計量検定所\)](#)
- [○ 計量器の定期検査\(計量検定所\)](#)
- [○ 県道川越栗橋線の供用開始\(北本県土整備事務所\)](#)
- [○ 県道さいたま鴻巣線の供用開始\(北本県土整備事務所\)](#)
- [○ 一般国道407号の区域の変更\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [○ 一般国道407号の供用の開始\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [○ 一般国道299号の区域の変更\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [○ 一般国道299号の供用の開始\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [○ 県道鴻巣川島線の供用開始\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [○ 県道下小鹿野吉田線の供用開始\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [○ 県道石間下吉田線の区域変更\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [○ 一般国道百二十五号の区域の変更\(行田県土整備事務所\)](#)
- [○ 一般国道百二十五号の供用の開始\(行田県土整備事務所\)](#)
- [○ 開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [○ 埼玉県建築基準法施行条例に基づく道路の位置の指定\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [○ 開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [○ 政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負等の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示\(公営企業・財務課\)](#)
- [○ 選挙管理委員会の招集\(選挙管理委員会\)](#)

## 規 則

埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第二十号

埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 埼玉県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表一一七の項中「大字北野」を「小手指南五丁目」に改め、同表一二〇の項中「大字北小浜」を「北小浜」に改め、同表一二二の項中「大字久下」を「久下」に改め、同表中二八三の項から二八七の項までを削り、二八二の項を二八七の項とし、二八一の項を二八六の項とし、二七九の項及び二八〇の項を削り、二七八の項を二八五の項とし、二二七の項から二七七の項までを七項ずつ繰り下げ、同表二二六の項中「久喜市青葉」を「久喜市青葉二丁目」に改め、同項を同表二二八の項とし、同項の次に次のように加える。

一一二九	葛蒲寺田住宅	久喜市葛蒲町葛蒲	中層耐火	六六・一〇	五六
一一三〇	栗橋しづか住宅	久喜市栗橋東一丁目	中層耐火	六六・一〇	一〇四
一一三一	栗橋道上住宅	久喜市栗橋東四丁目	中層耐火	七〇・一九	三五
一一三二	鷺宮くずめ住宅	久喜市鷺梅一丁目	中層耐火	七〇・一九	八〇
一一三三	鷺宮金山住宅	久喜市鷺宮	中層耐火	六三・八四から 七四・九四まで	一〇一

別表中二二五の項を二二七の項とし、一二六の項から二二四の項までを二項ずつ繰り下げ、同表一二五の項中「本庄市」を「本庄市駅南二丁目」に改め、同項を同表一二七の項とし、同表一二四の項中「本庄市」を「本庄市朝日町二丁目」

に改め、同項を同表一二六の項とし、同表中一二三の項を一二五の項とし、一二二の項を一二四の項とし、一二一の項の次に次のように加える。

一二二 騎西日出安住宅	加須市日出安	簡易耐火 平家建て	三一・四七	二〇
一二三 大利根細間住宅	加須市細間	中層耐火	六三・八四から 六四・七一まで	一〇五

第二条 埼玉県営住宅条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表中二九五の項を二九七の項とし、二二八の項から二九四の項までを二項ずつ繰り下げ、二二七の項を二二八の項とし、同項の次に次のように加える。

一二九 桶川坂田ウエスト住宅	桶川市大字坂田	中層耐火	四九・九二	二〇
-------------------	---------	------	-------	----

別表中二二六の項を二二七の項とし、一五二の項から二二五の項までを一項ずつ繰り下げ、一五一の項の次に次のように加える。

一五二 センターヒルズ春日部	春日部市中央一丁目	高層耐火	五四・三五	三五
-------------------	-----------	------	-------	----

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

## 規 則

埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第二十一号

埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則（平成六年埼玉県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の項中「大字南大桑」を「南大桑」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 規 則

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月 26 日

埼玉県公安委員会委員長 高 梨 邦 彦

## 埼玉県公安委員会規則第 5 号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第19条第 1 項中「交通部運転免許センター運転免許課長」を「交通部運転免許本部運転免許課長」に改める。

第23条中「交通部運転免許センター運転免許試験課長」を「交通部運転免許本部運転免許試験課長」に改める。

第25条の 3 中「埼玉県警察本部交通部運転免許センター運転教育課長（以下「運転教育課長という。」）」を「運転免許課長」に改める。

第25条の 4 及び第26条中「運転教育課長」を「運転免許課長」に改める。

別表 1 に次のように加える。

肝臓機能障害	1 級から 3 級までの各級	特別項症から第三項症までの各項症
--------	----------------	------------------

別表 2 に次のように加える。

268 一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）	比企郡川島町大字中山字蛭田33番 1 から 桶川市大字川田谷字諏訪南5359番 2 まで
269 主要地方道上尾久喜線	上尾市大字久保字海道21番 1 地先から 北足立郡伊奈町大字羽貫字楫下34番 1 地先まで
270 一般国道299号	狭山市大字笹井字八木前2926番 1 地先から 入間市小谷田 2 丁目1046番 1 地先まで
271 一般国道299号	狭山市大字笹井字八木前2926番 1 地先から 狭山市笹井 2 丁目361番 1 地先まで
272 一般県道堀兼根岸線	狭山市大字根岸634番 1 地先から 狭山市大字根岸620番地先まで

273 主要地方道深谷東松山線	比企郡滑川町大字福田938番1地先から 東松山市大字石橋1585番10地先まで
274 一般県道ときがわ熊谷線	比企郡滑川町大字福田938番1地先から 熊谷市大字万吉字前原2361番1地先まで
275 一般県道足立川口線	川口市大字新井宿字上斗蒔210番2地先から 川口市大字西新井宿字北田951番1地先まで
276 一般国道122号	さいたま市岩槻区大字平林寺130番3地先から さいたま市岩槻区大字馬込708番3地先まで
277 主要地方道さいたま草加線	さいたま市南区大字太田窪1955番3地先から さいたま市南区大字太田窪2857番5地先まで
278 主要地方道川口上尾線	さいたま市南区大字太田窪2840番4地先から さいたま市南区大字太田窪2841番1地先まで
279 主要地方道川口上尾線	さいたま市南区大字太田窪1965番2地先から さいたま市緑区原山2丁目158番1地先まで
280 一般県道宗岡さいたま線	さいたま市中央区本町5丁目1173番1地先から さいたま市中央区上落合4丁目676番1地先まで
281 一般県道蒲生岩槻線	さいたま市岩槻区大字釣上新田1109番3地先から さいたま市岩槻区大字釣上新田1535番1地先まで
282 さいたま市道P第538号線	さいたま市緑区大字大門4456番地先から さいたま市緑区大字大門4201番1地先まで

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

# 告 示

埼玉県告示第四百四十二号

平成二十二年三月二十三日から加須市、北埼玉郡騎西町、同郡北川辺町及び同郡大利根町を廃し、その区域をもって加須市を設置したことに伴う加須市の人口を、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十七条第一項第一号の規定により告示する。

平成二十二年三月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

加須市 十一万五千四百九十七人



## 告 示

### 埼玉県告示第四百四十四号

平成二十二年三月二十三日から久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷲宮町を廃し、その区域をもって久喜市を設置したことに伴う久喜市の人口を、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十七条第一項第一号の規定により告示する。

平成二十二年三月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

久喜市 十五万四千六百八十四人

## 告 示

埼玉県告示第四百四十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十二年三月十二日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ぼけつとステーション
- 三 代表者の氏名  
山口 はるみ
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県和光市丸山台一丁目八番四号中村コーポ一〇六
- 五 定款に記載された目的  
（変更前）この法人は、高齢者や障害者またはその家族に対し、居宅介護支援に関する事業と、市民に対し、栄養や食事に関する指導、助言、啓蒙普及事業を行い、福祉と健康の増進に寄与することを目的とする。  
（変更後）この法人は、高齢者や障害者またはその家族に対し、介護保険、障害者支援に関する事業と、市民に対し、栄養や食事に関する指導、助言、啓蒙普及事業を行い、福祉と健康の増進に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第四百四十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十二年三月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ふあいぶるクラブ春日部

三 代表者の氏名

赤井 一夫

四 主たる事務所の所在地

埼玉県春日部市中央五丁目一番十七号市井ビル三F

五 定款に記載された目的

この法人は、地域市民に対し、埼玉県スポーツ振興計画「彩の国スポーツプラン2010」の基本理念である「する」「みる」「きわめる」「まなぶ」「ささえる」スポーツを、地域のスポーツ施設およびフィールドを広く活用し、地域総合型スポーツクラブとして、多様目・多世代で気軽にいつでも・だれでもが、スポーツを楽しめるような事業を行い、地域社会におけるスポーツ文化の確立ならびにスポーツの普及・育成・競技力・指導力の向上を支援し、青少年の健全な心身の発達を促すとともに、子どもから大人まで生涯を通じて豊かなスポーツライフを送ることができるスポーツ文化の根付いた地域社会の形成に寄与することを目的とする。

## 告示

埼玉県告示第四百四十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定に基づき、政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負契約並びに建設工事に係る設計、調査及び測量の業務の委託契約（以下これを「建設工事の請負等の契約」という。）のうち、平成二十二年度において県が締結する契約の一般競争入札に参加する者に必要な資格等について、次のとおり定めた。

平成二十二年三月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 一般競争入札に参加する者に必要な資格  
建設工事の請負等の契約の一般競争入札に参加することができる者は、入札参加資格認定申請をして、資格がある旨の認定（以下「認定」という。）を受け、被認定者名簿に登載された者とする。
- 二 認定を受けることができない者  
次のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。
  - イ 地方自治法施行令第六十七条の四第一項の規定に該当する者
  - ロ 埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）第九十一条の規定により、県の一般競争入札に参加させないこととされた者
  - ハ 埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成六年埼玉県告示第千八百八号）第十四条第一項第四号若しくは第五号又は同条第二項第二号の規定により資格者名簿から抹消され、当該抹消の日から二年を経過していない者
  - ニ 入札公告日以後入札日までに、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成二十一年四月一日施行。総務部長決裁）に基づく入札参加除外の措置を受けている期間がある者
  - ホ 入札公告日以後入札日までに、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成二十一年四月一日施行。総務部長決裁）に基づく入札参加停止の措置を受けている期間がある者
- へ 建設工事の請負契約にあつては、次のいずれかに該当する者
  - (1) 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の規定による許可を受けていない者
  - (2) 入札参加資格認定を申請した日から一年七月前の日以後の日を審査基準日とする建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営に関する客観的事項についての審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者

ト 測量業務の委託契約にあつては、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十五条第一項の規定による登録を受けていない者

チ 建築関連コンサルタント業務の委託契約にあつては、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条第一項の規定による登録を受けていない者

リ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であつて、知事が不適格であると認める者

### 三 認定を受けるための要件

認定を受けるための要件は、次に掲げる事項について定める。

イ 建設工事の請負契約にあつては、入札参加資格認定を申請した日から一年七

月前の日以後の日を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値

ロ 年間平均完成工事高、年間平均業務実績高又は年間平均売上高

### ハ 自己資本額

### 四 認定申請の方法及び資格の有効期間

入札公告において定める。

## 告 示

埼玉県告示第四百四十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があつたので、同条第六項の規定により公告する。

平成二十二年三月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ニューライフカクラ小川店

比企郡小川町大字小川字下広地千二百二十七番地外

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

片倉工業株式会社 取締役社長 竹内彰雄

東京都中央区銀座一丁目十九番七号

三 大規模小売店舗の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となつた日

平成二十一年十一月三十日

# 告 示

埼玉県告示第四百四十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社イトーヨーカ堂春日部店

春日部市中央一丁目十三番一

## ロ 変更の概要

荷さばき施設において荷さばきを行うことのできる時間帯

（変更前）午前六時から午後十時まで

（変更後）午前四時から午後十時まで

## ハ 変更年月日

平成二十二年三月二十二日

## ニ 届出年月日

平成二十二年三月十二日

## 二 縦覧期間

平成二十二年三月二十六日から平成二十二年七月二十六日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十二年三月二十六日から平成二十二年七月二十六日まで

## ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

## 告 示

埼玉県告示第四百五十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）戸田氷川町商業施設開発計画

戸田市氷川町二丁目四千四百四十四番地 外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

#### ・荷捌き施設について

荷捌き施設については、「面積 一箇所 六十・九㎡、荷捌き時間午前六時から午後十時」と記載され、位置としては敷地南東方向となっている。

本箇所は、準工業地域であるが、かろつじて早朝、夜間、（朝八時～夜八時）休日のみは平穏が保たれている状況であり日中は騒音に苦慮している。

このような状況にもかかわらず朝六時からの荷捌きについては、台車、荷物の積み下ろし、トラックの荷台の開閉、トラックの走行音、後進ブザー音が発生し、近隣の安眠を妨げることになり、非常に精神的苦痛が生じることになる。

位置については全面道路幅が五・五mしかない箇所であり、荷捌き場所内で後進させるということであるが、なぜ西側の市道（幅員十一m）に設置することが出来ないのか、また荷捌き後の車両動線が通学路と重なるため、交通安全上問題がある。

それらについて、平成二十二年三月六日に個別に説明を受け、防音壁の設置や車両動線荷捌き場所の変更、荷捌き時間の変更（朝八時～夜八時）を申し入れたが、変更出来ないとの回答であった。

説明資料では騒音の基準値は満足すると記載されているが、予測地点B、Cでは環境基準値をわずかに下回っている程度であり、静かな朝での騒音は非常に回りに響き、単純に基準うんぬんという話ではないし、それに伴う具体的な方策も何ら示されていない。

また隣接地は老人ホームであることから当然騒音に関する配慮は必要であると考えられるし、近隣住民に対しても騒音を軽減する方法は当然示すべきである。



以上のことから次の点について再度確認及び改善を求める。

荷捌きにあたり、絶対に路上待機することがないよう、また路上を荷捌き場として使用しないよう、確実に実施すること。当然アイドリングストップを厳守すること。

荷捌き場において商品搬入車両からの発生する騒音の他、商品搬入時の衝撃音及び搬出後の空カーゴの衝突音などの発生が懸念されるため、搬入箇所へ衝撃音を吸収するような措置（ゴムマット設置）を講ずること。商品の搬入について作業を丁寧に行うなど作業員に周知徹底を図ること。また荷捌き車両の後進のブザーは鳴らせないように運送会社に周知徹底させること。

荷捌き終了後の車両動線は、東側の生活道路を経て通学路を通過することになるので、徐行、一時停止等安全対策について周知徹底していただきたい。

騒音や他の周辺住民の生活環境への対応については、新規開店後も継続して、住民の声、要望に対応していく窓口を設置し広報すること。また要望については誠実に対応すること。今現在提出されている届出内容（交通・騒音関連）については、机上での予測であり現実と違う場合がある。

・給排気口施設について

埼玉県発行の「大規模小売店舗立地法のしおり」のP6の4・廃棄物に係る事項等 には、食品加工場からの調理臭や悪臭防止のための措置についての対策について配慮する旨記載されているにもかかわらず、対策が何も取られていない。本件のような大規模店舗において、近隣の迷惑となるような調理臭等に対する対策が取られていないのは理解できない。

このため次の点について改善を求める。

食品加工場からの臭いや悪臭防止のための換気扇や排気口等に悪臭物質を取り除く機器を設置すること。

・動線における安全の確保・渋滞について

平成二十二年三月六日に個別に説明を受け、個人的には、概ね了解したが、再度確認の意味も含め、次の点について提案したい。

隔地駐車場からの人の動線について何の記載もないが、道路を横断して店舗に向かうと考えられ、それに対する安全対策が示されていない。横断する道路の交通量は比較的多く、バス路線にもなっている。横断歩道も設置されていない場所である。

また北側道路からの車両進入については、右折進入について何ら考慮されていないが、非常に交通量が多い道路であり右折車両が原因で渋滞や事故の発生が考えられ非常に危険である。当然、右折進入は禁止にすべきであり、そのための警

備員も常時、配置されるべきである。

以上から次の点について考慮を求める。

隔地駐車場からの出入口（出入口）に車両誘導警備員を常時配置し、客の安全確保をすること。

北側道路からの店舗北側駐車場（出入口）への右折進入は禁止とし、それを示す看板の設置や車両誘導警備員を常時配置すること。

・廃棄物の処分について

収集運搬車の作業時間が不明。

当然近隣の迷惑とならないよう、時間は朝8時から夜8時の間とすべき。

・店内BGMについて

近隣に音が漏れないように音量に配慮すること。

・店舗建設工事について

平成二十二年三月六日に個別に説明を受け、概ね了解したが、再度確認の意味も含め、次の点について厳守願いたい。

日曜・祝日は作業しないこと。

作業時間は朝八時から十八時までとすること。

騒音対策を考えること。

近隣住民に対して、工程表を配布して作業内容を周知させること。また、安全対策を十分に考えること。

## 二 縦覧期間

平成二十二年三月二十六日から平成二十二年四月二十六日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南部地域振興センター

## 告 示

埼玉県告示第四百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、見沼代用水土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十二年三月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

職 名	氏 名	住 所
理 事	間々田 治 吉	行田市大字荒木一六〇二番地

# 告 示

埼玉県告示第四百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年三月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
狭山市大字上赤坂字野四七四の一、四七四の四、字妻恋ヶ原五九四の二
- 二 保安林として指定された目的  
耕地の防風
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

# 告 示

埼玉県告示第四百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年三月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
入間市大字新光二二七の一、二二七の二、二三四の三
- 二 保安林として指定された目的  
耕地の防風
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

## 告 示

### 埼玉県告示第四百五十四号

川口市から川口市計画高度利用地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第四百五十五号

川口市から川口市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

## 埼玉県告示第四百五十六号

川口市から川口市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司



# 告 示

埼玉県告示第四百五十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により  
土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十二年三月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 組合の名称  
桶川市坂田西特定土地区画整理組合
- 二 事業施行期間  
平成五年一月五日から  
平成三十四年三月三十一日まで
- 三 施行地区  
桶川市大字坂田字南、字宮前、字堀の内及び字細谷の各一部、大字加納字峯の  
一部、末広三丁目の一部
- 四 事務所の所在地  
桶川市大字坂田一〇番地一
- 五 設立認可の年月日  
平成五年一月五日
- 六 変更内容  
事務所の所在地を「桶川市大字坂田一〇番地一」から、「桶川市坂田東二丁目三番地二」と変更する。
- 七 変更認可の年月日  
平成二十二年三月二十六日

# 告 示

埼玉県告示第四百五十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十二年三月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 組合の名称  
桶川市坂田東特定土地区画整理組合
- 二 事業施行期間  
昭和六十三年二月十二日から  
平成二十五年三月三十一日まで
- 三 施行地区  
桶川市大字坂田字原、字宮前、字南及び字向の各一部
- 四 事務所所在地  
桶川市大字坂田四一八番地一
- 五 設立認可の年月日  
昭和六十三年二月十二日
- 六 変更内容  
事務所の所在地を「桶川市大字坂田四一八番地一」から、「桶川市坂田東二丁目三番地二」と変更する。
- 七 変更認可の年月日  
平成二十二年三月二十六日

# 告 示

埼玉県告示第四百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十六年埼玉県告示第三百三十六号で告示した秩父都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十二年三月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

秩父市

二 都市計画事業の種類及び名称

秩父都市計画下水道事業秩父公共下水道

三 事業施行期間

昭和三十二年四月一日から

平成二十七年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 合流区域

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 分流汚水

(1) 収用の部分

昭和四十六年埼玉県告示第三百三十六号、昭和四十八年埼玉県告示第五号、昭和五十二年埼玉県告示第三百九十号、昭和五十六年埼玉県告示第四百八十四号、昭和六十二年埼玉県告示第四百四十二号、昭和六十二年埼玉県告示第三十七号、平成二年埼玉県告示第三百五十五号、平成三年埼玉県告示第三百十八号、平成十年埼玉県告示第十八号、平成十五年埼玉県告示第五百六十八号、平成十八年埼玉県告示第二千十九号の事業地のうち、秩父市金室町地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

昭和四十六年埼玉県告示第三百三十六号、昭和四十八年埼玉県告示第五号、昭和五十二年埼玉県告示第三百九十号、昭和五十六年埼玉県告示第四百八十四号、昭和六十二年埼玉県告示第四百四十二号、昭和六十二年埼玉県告示第三十七号、平成二年埼玉県告示第三百五十五号、平成三年埼玉県告示第三百十八号、平成十年埼玉県告示第十八号、平成十五年埼玉県告示第五百六十八号、平成十八年埼玉県告示第二千十九号

の事業地に、秩父市大宮字熊木上、大宮字藤井、大宮字野坂上、大宮字桐畑、大宮字日野田上を加え、秩父市中村町三丁目、大野原字峯沢、大野原字黒草、野坂町二丁目、熊木町、金室町地内において事業地を変更する。

## 八 分流雨水

(1) 収用の部分  
変更なし

(2) 使用の部分

昭和四十六年埼玉県告示第三百三十六号、昭和四十八年埼玉県告示第五号、昭和五十二年埼玉県告示第千三百九十号、昭和五十六年埼玉県告示第四百八十四号、昭和六十二年埼玉県告示第四百四十二号、昭和六十三年埼玉県告示第千三十七号、平成二年埼玉県告示第三百五十五号、平成三年埼玉県告示第千三百十八号、平成十年埼玉県告示第十八号、平成十五年埼玉県告示第五百六十八号、平成十八年埼玉県告示第二千十九号の事業地に、秩父市大宮字熊木上、大宮字藤井、大宮字野坂上、大宮字桐畑、大宮字日野田上を加え、秩父市中村町三丁目、大野原字峯沢、大野原字黒草、野坂町二丁目、熊木町、金室町地内において事業地を変更する。

# 告 示

埼玉県計量検定所長告示第五号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十二年三月二十六日

埼玉県計量検定所長 天坂 知司

一 検査対象となる特定計量器

質量計（ひょう量が二百五十キログラム以下の電気式以外のはかり）

二 検査を行う区域、期日、時間及び場所

区域	期 日	時 間	場 所
東秩父村	平成二十二年五月二十五日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	東秩父村コミュニティセンター「やまなみ」
		午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	越生町中央公民館前駐車場
越 生 町	平成二十二年五月二十七日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	越生自然休養村センター駐車場
		午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	戸田市役所駐車場
蕨 市	平成二十二年六月三日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	蕨市民会館駐車場
		平成二十二年六月四日	蕨市立南公民館
		午後一時から三時まで	蕨市立東公民館

平成二十二年六月二十			飯能市	嵐山町	毛呂山町	滑川町	小川町	鳩山町	ときがわ町	鳩ヶ谷市		
	五日	平成二十二年六月二十	平成二十二年六月二十 四日	平成二十二年六月二十 三日	平成二十二年六月二十 一日	平成二十二年六月十六 日	平成二十二年六月十四 日及び同月十五日	平成二十二年六月十日	平成二十二年六月九日	平成二十二年六月七日 及び同月八日		
午前十時から正午	まで	午後一時から三時	まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午後一時から三時 まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで		
飯能市役所西側付	原市場公民館		名栗公民館	吾野公民館	嵐山町役場東側駐 車場	毛呂山町役場来客 用駐車場	滑川町コミュニニテ イセンター	小川町役場	鳩山町役場	ときがわ町役場第 2庁舎	ときがわ町役場本 庁舎	鳩ヶ谷市役所別棟 車庫前

					入間市	三芳町	川島町	吉見町	日高市										
日	平成二十二年七月十三日	日	平成二十二年七月十二日		平成二十二年七月九日		平成二十二年七月八日		平成二十二年七月七日	平成二十二年七月六日	平成二十二年七月五日	平成二十二年七月二日	平成二十二年七月一日	八日から同月三十日まで					
から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	まで及び午後一時から三時まで					
	藤沢公民館		宮寺公民館		黒須公民館		西武公民館		金子公民館		三芳町役場来客用 駐車場		川島町民会館 駐車場		吉見町役場北側 駐車場		日高市役所		属棟車庫

					東松山市		坂戸市		鶴ヶ島市	戸田市 蕨市 鳩ヶ谷市									
九日	平成二十二年七月二十			八日	平成二十二年七月二十		七日	平成二十二年七月二十	六日	平成二十二年七月二十	一日から同月二十三日まで	日	平成二十二年七月二十	日	平成二十二年七月十六	日	平成二十二年七月十五	日	平成二十二年七月十四
から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時	まで	午後一時から三時	まで	午前十時から正午	まで	午後一時から三時	まで	午前十時から正午	まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	
タ―	松山市民活動セン	タ―	唐子市民活動セン	タ―	大岡市民活動セン	タ―	野本市民活動セン	タ―	高坂市民活動セン	タ―	松山市民活動セン		鶴ヶ島市役所		戸田市役所駐車場		入間市市民会館		東金子公民館



小川町	滑川町	嵐山町	吉見町	川島町	鶴ヶ島市	坂戸市	東松山市
平成二十二年八月三十日	一日						
午前十時から正午	まで及び午後一時	から三時まで					
松山市民活動センター	ター						

# 告 示

埼玉県計量検定所長告示第六号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条の規定による特定計量器の定期検査を、同法第二十条第一項の規定により、指定定期検査機関社団法人埼玉県計量協会に次のとおり実施させる。

平成二十二年三月二十六日

埼玉県計量検定所長 天坂知司

## 一 検査対象となる特定計量器

質量計（電気式はかり及びひょう量が二百五十キログラムを超える電気式以外のはかり）

## 二 検査を行う区域、期日及び場所

区域	期 日	場 所
東秩父村	平成二十二年六月十六日から九月十五日まで（日曜日、土曜日及び休日（埼玉県の休日を決める条例（平成元年埼玉県条例第三号）第一条第一項第二号及び第三号に掲げる日を含む。以下同じ。）を除く。）	計量器の所在場所
越生町	平成二十二年六月二十二日から九月二十一日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
戸田市	平成二十二年五月二十四日から八月二十三日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
蕨市	平成二十二年六月三日から九月二日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
鳩ヶ谷市	平成二十二年七月一日から九月三十日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同



三芳町	平成二十二年八月二日から十一月一日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
人間市	平成二十二年八月十八日から十一月十七日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
鶴ヶ島市	平成二十二年七月二十六日から十月二十五日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
坂戸市	平成二十二年七月二十一日から十月二十日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
東松山市	平成二十二年七月二十六日から十月二十五日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同

# 告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

埼玉県北本県土整備事務所長 榎 本 恵 樹

川越栗橋線	路線名
桶川市大字下日出谷字高井八九〇番 一 地先から同市泉二丁目三五八番三 地先まで	供用開始の区間
平成二十二年三月二十六日	供用開始の期日
延長五〇七・〇 メートル	備考

## 告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

埼玉県北本県土整備事務所長 榎 本 恵 樹

<p>さいたま鴻巣線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>北本市荒井二丁目四六三番地先から 同市高尾七丁目三三〇番地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十二年三月二十六日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長八二八・〇 メートル</p>	<p>備 考</p>



# 告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

埼玉県飯能県土整備事務所長 蓮池 博

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四百七号
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>一五六五番一地先まで</p> <p>同市大字高萩字宮ノ前</p>	<p>日高市大字高萩字上ノ台</p> <p>二二五三番一地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>二二・六七</p> <p>四七・〇〇</p>	<p>二六・五〇</p> <p>四七・〇〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>六〇〇・〇〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>平成五年度～平成二十一年度 道路改築事業による。平成十 年十一月四日埼玉県告示第千 四百二十六号の変更。</p>		<p>備 考</p>

# 告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

埼玉県飯能県土整備事務所長 蓮池 博

<p>四百七号</p>	<p>路線名</p>
<p>日高市大字高萩字上ノ台 二二五三番一地从先から 同市大字高萩字宮ノ前 一五六五番一地从先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十二年 三月二十七日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長 六〇〇・〇〇 メートル</p>	<p>備考</p>

# 告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

埼玉県飯能県土整備事務所長 蓮池 博

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百九十九号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新別
二〇八番一地先まで 同市大字台字南ノ前	日高市大字台字南ノ前 一九一番四地先から	区 間
一五・四四〃 二〇・四三	五・九五〃 九・〇六	敷地の幅員 (メートル)
	一五一・三〇	延長 (メートル)
	道路改築事業 による。	備 考

# 告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

埼玉県飯能県土整備事務所長 蓮池 博

<p>二百九十九号</p>	<p>路線名</p>
<p>日高市大字台字南ノ前 一九一番四地先から 同市大字台字南ノ前 208番番一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十二年 三月二十六日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長 一五一・三〇 メートル</p>	<p>備考</p>



## 告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から三十日間埼玉県東松山県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

埼玉県東松山県土整備事務所長 吉 田 耕 三

<p>県道鴻巣川島線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>比企郡川島町大字上八ツ林字新田前 町一三四番一地从先から同郡同町大字 上八ツ林字西町三〇七番一地从先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十二年三月二十六日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長三〇七・七 メートル</p>	<p>備 考</p>

# 告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

埼玉県秩父県土整備事務所長 山 木 幸 夫

<p>下 小 鹿 野 吉 田 線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>秩父市下吉田字上野四〇七四 番二地先から同市下吉田字上野 三九三一番一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十二年三月二十六日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十一年二月二十日 付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第四号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長一八六・六一メートル</p>	<p>備考</p>

# 告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

埼玉県秩父県土整備事務所長 山 木 幸 夫

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 石間下吉田線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
秩父市下吉田字矢畑五八六四 番一地从り同市下吉田字矢 畑五八八二番一〇地先まで		区 間
二八・九六	七・五〇 一七・四七	敷地の幅員 (メートル)
五六二・五〇		延長 (メートル)
道路改良工事		備 考

# 告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

埼玉県行田県土整備事務所長 南沢 郁一郎

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百二十五号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
で	行田市大字下池守字蒲原二九番一地从り同市大字上池守	区 間
二七・五〇、 六一・〇〇	二七・五〇、 二九・六〇	敷地の幅員 (メートル)
一〇四〇・〇〇		延長 (メートル)
	地方道路交付金(改築) 整備工事による	備 考



# 告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

埼玉県行田県土整備事務所長 南沢 郁一郎

路 線 名	百二十五号
供用開始の区間	行田市大字和田字柳付一一一八番一 地先から同市大字中里字天神三九〇 番地先まで
供用開始の期日	平成二十二年三月二十九日
備 考	延長一五八〇・ 〇〇メートル

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年三月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

## 一 許可番号

平成二十一年九月十八日

指令川建セ第二一〇〇八四〇号

## 二 検査済証番号

平成二十二年三月二十三日

第二一〇一八一号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡小川町大字下里字平松一五八三 二

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡小川町大字小川九六二 一 ニューシティ小川 一〇一号

田中 一幹

# 告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成二十二年三月二十六日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 新藤 巧

指 定 番 号	第熊十号
指 定 年 月 日	平成二十二年 三月一日
指 定 した 道 路 の 位 置	埼玉県大里郡寄居町大字富田字間ノ田 一八〇〇 九、一八〇〇 十
道 路 の 幅 員 (単位メートル)	四・五
道 路 の 延 長 (単位メートル)	二十七・〇〇
申 請 者 の 住 所 及 び 氏 名 又 は 名 称	大里郡寄居町大字 桜沢五三二一 (有)アイ・ホーム ネット 代表取締役 石田信男

# 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年三月二十六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 坂 卷 一 男

一 許可番号

平成二十二年三月十八日

指令越建セ第二一〇〇七四一号

二 検査済証番号

平成二十二年三月十八日

第四七八 一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡宮代町字中二一六 一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

春日部市内牧五七一三 一

酒井 健次

## 告 示

埼玉県公営企業告示第二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の五第一項の規定に基づき、政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負契約並びに建設工事に係る設計、調査及び測量の業務の委託契約（以下これらを「建設工事の請負等の契約」という。）のうち、平成二十二年度において埼玉県公営企業管理者及びその委任を受けた者が締結する契約の一般競争入札に参加する者に必要な資格等について、次のとおり定めた。

平成二十二年三月二十六日

埼玉県公営企業管理者 樋 口 和 男

- 一 一般競争入札に参加する者に必要な資格  
建設工事の請負等の契約の一般競争入札に参加することができる者は、入札参加資格認定申請をして、資格がある旨の認定（以下「認定」という。）を受け、被認定者名簿に登録された者とする。
- 二 認定を受けることができない者  
次のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。
  - イ 地方自治法施行令第六十七条の四第一項の規定に該当する者
  - ロ 埼玉県公営企業財務規程（昭和三十九年埼玉県公営企業管理規程第五号）第六百二十条の規定により、埼玉県公営企業管理者及びその委任を受けた者が締結する契約の一般競争入札に参加させないこととされた者
  - ハ 埼玉県企業局建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（昭和五十八年埼玉県公営企業告示第一号）第三条の規定により、埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成六年埼玉県告示第千八百八号）第十四条第一項第四号若しくは第五号又は同条第二項第二号の規定により資格者名簿から抹消され、当該抹消の日から二年を経過していない者
  - ニ 入札公告日以後開札日までに、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成二十一年四月一日施行。公営企業管理者決裁）に基づく入札参加除外の措置を受けている期間がある者
  - ホ 入札公告日以後開札日までに、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成二十一年四月一日施行。公営企業管理者決裁）に基づく入札参加停止の措置を受けている期間がある者
  - ヘ 建設工事の請負契約にあつては、次のいずれかに該当する者
    - (1) 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の規定による許可を受

けていない者

(2) 入札参加資格認定を申請した日から一年七月前の日以後の日を審査基準日とする建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営に関する客観的事項についての審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者

ト 測量業務の委託契約にあつては、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十五条第一項の規定による登録を受けていない者

チ 建築関連コンサルタント業務の委託契約にあつては、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条第一項の規定による登録を受けていない者

リ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であつて、公営企業管理者が不適格と認める者

### 三 認定を受けるための要件

認定を受けるための要件は、次に掲げる事項について定める。

イ 建設工事の請負契約にあつては、入札参加資格認定を申請した日から一年七月前の日以後の日を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値

ロ 年間平均完成工事高、年間平均業務実績高又は年間平均売上高

ハ 自己資本額

### 四 認定申請の方法及び資格の有効期間

入札公告において定める。



# 告 示

埼玉県選管告示第三十五号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十二年三月二十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

一 日時 平成二十二年三月三十日 午後二時

二 場所 埼玉県県民健康センター小会議室

三 議題

イ 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について

ロ その他